

部内資料

昭和二十七年六月

「明るい寄宿舎生活のための運動」手引

労働省婦人少年局職員室

「明るい寄宿舎生活」のための運動に手引目次

一、運動の目的

一頁

二、運動のすゝめかた

一頁

1. 対象と範囲

一頁

2. 使用者・労働組合の協力

一頁

3. 運動の内容

三頁

4. 取組室が行うこと

七頁

1. 自治代表者研究会議と使用者研究会議

七頁

2. 事業場での懇談会、座談会、商権の奨励と協力

七頁

3. 自治代表者の寄宿舎生活視察のあつせ人と懇談会の商権

八頁

二、資料のつかいかた

八頁

運動の目的

事業附属の寄宿舎制度は、わが国の婦人労働の重要な問題としておかしむいままもまた國際的にも關心と注目とを集めてゐる重要な問題です。労働基準法が寄宿舎について画期的な規定をもうけて以來、寄宿舎に生活する婦人労働者の法的保護はてあつたものとなり、またそれ以來寄宿舎居住者の自治が急速に組織化されました。

そこで、寄宿舎に關する第一回の運動では、労働基準法にさだめられた寄宿舎に關する規定の理解を促すこと。自治の組織や運営の手法を知らせることを目的としましたが今回は、女子労働者の寄宿舎生活ととりあげて、その生活の内容についての検討をすゝめ、その検討を通して私生活の確立についての自覚を促し、また、寄宿舎での共同生活の中に自田と平靜を確立するためには、自治組織がいかに必要であるかを知らしめ、さらに自余たちの生活の秩序と向上のために自治組織をいかに活用し、いつたらよいかについての認識を促すのがこの運動の目的です。

運動のすゝめかた

1. 対象と範圍

この運動は、原則として自治組織が一應できてゐる所について行います。製糸、紡績、病院、機械器具等すべての業種を対象とします。但し地方の特殊事情によつて一種或は数種の産業に重点をおいすゝめられることは差支ありません。

また、企業規模についておあらゆる範圍にわたつて行います。小企業の場合には、未だ自治組織がもたれていないところも少なくないと思いますが、事情によつては、それらをも対象にいれて明るい寄宿舎生活のありかた、またそのために必要と自治組織の必要性の理解や労働基準法の寄宿舎に關する規定の周知徹底に力をそゝがれても結構です。

2. 使用者、労働組合の協力

自治組織については、使用者は、労働基準法の制定以來、非常に関心をよせ、御承知のように昭和二年十月に日本紡績同業会は「寄宿舎制度民主化方策」を発表して、自治能力の発展に即應するものとしての自治化の過程を三段階にわけ、第一段階は、自治能力涵養のための指導育成、第二段階は自治予算による自治的運営、第三段階は自治確立として寄宿舎は居住者の経費と責任において、その自由なる意思によつて、運営される完全自治の形態があるとして、さしあたつては、この線にそつて使用者側も自治能力発展のために協力をする旨を明かにしました。またこの時期において工場によつては、自治会の完全な独立のためにむすね係制度を廃した所もあります。その後自治組織について、自治能力の発展について使用者側は、強い関心をよせてきました。その密観的状態の愛護とともに、使用者の寄宿舎に対する方針にも、除々に変化をみせており、一九五一年（昭和二十六年）三月紡績協会寄宿舎専門委員会が発表した「紡績に於ける寄宿舎制度のあり方について」にその一端をうかがうことが出来ます。こゝでは現在のわが国の社会経済或は経済組織の特性それに規定される紡績工場の諸條件から紡績工場における寄宿舎は、現在の寄宿舎の形態をとらざるを得ないといつて、「民主化方針」のそれとは、その寄宿舎制度の方策にかなりの変化をみせ、更にその具體的な寄宿舎対策についてまたとえば「寄宿舎生活の充実と自治能力の向上のためにはより指導者の協力が要請される。」これは衆生自らの希望でもある」として、寄宿舎の必要性を強調するところなどに、その変化の大きな面あらわれをみることが出来ます。その他それらの企業における経営者の寄宿舎管理に対する最近の方針などによつてもうかがうことが出来ます。（資料参照）

一方労働組合側の寄宿舎における自治組織に対する関心は近來とみにつよくなり、その今下組合員の大部が寄宿舎生活者である全織同盟では昭和二十五年二月に全織同盟寄宿舎方針を発表し、また組織について昨年八月のや大同大会の決定にもついて昭和二十二年以來一小委員会であつた寄宿舎委員会を専向委員会に拡大して、寄宿舎対策に積極的活動を始めています。へ労働組合は寄宿舎を公義の労働

労働条件の一部とみなし、寄宿舎の問題は労働組合が取り上げるべきだと主張しています（ハ資料参照）

この様に労働の両者とともとの、その立場から寄宿舎対策に關心している実情にあり、「寄宿舎は労働の強度線」といわれています。そこでこの運動をするについては、寄宿舎についての労働のこのよう事情を充分にのみこむことが肝要です。そしてこのための運動にあたつては、寄宿舎における本来の生活、その生活に秩序と改善を促すのが主眼であつて、根本的にはそこに生活するものの生活自体の問題であり、この意味において使用者、組合双方の理解と協力をもちめします。そして何よりも寄宿舎生活の自治に対する自覚と、自治組織の確立とが労働者の問題の解決のために不可欠であることを知るようにならねばなりません。

3 運動の内容

この運動の達成のために、ここに三つの目的をあげることになります。

- (1) 寄宿舎における生活内容の検討
- (2) 私生活の確立についてその自覚の徹底
- (3) 自治組織の強化

(1) 寄宿舎における生活内容の検討

検討のための項目

1. 生活時間
2. 経費
3. 外出、外泊
4. 交際、エタケツト
5. 教養、娯楽

6. 保健、衛生、整容

7. 協同活動

1. 生活時間

こゝでは生活時間として、特に、労働時間ととりざつた私生活の時間を取り上げます。仕事を
おえてからの自分の時間を無駄なくすごしているかどうか、充分に日々の生活をたのしん
でいるかどうか等、寄宿舎での日頃の生活のしかたについて研究をすすめます。

(1) 日頃の生活のしかたについての検討

朝起きるから夜やすむまでの間にしていること。

たとえば洗面の時間、食事の時間、身だしなみの時間などのひとつひとつについて何分が
つづつかつているかとか、また食事とか洗面とか生きていくのにしなければならぬ最低
限のことのほか、生活を高めまたは樂しむためにどんなことをしているか等の分析。

(2) 生活時間をどう使つたらよいかについての研究

生活時間を計画的に使用することについての研究。

休日や休暇の生活時間の計画をも考えること。

生活時間の予定表の作成について。

一週間の予定表、一ヶ月、一年度の予定表

2. 経

済

(1) 給料の使いかたについての検討

一定期間へたとえば給料日から次の給料日をとるなり三ヶ月間をとるなりするゝの支出
(収入)についての食費、被服費、保健衛生費、文化娯樂費、貯金等の項目別の支出状
況の検討

(2) 支出のしかたについての研究

計画的に使うことについての研究

予算を立てることについて

3 外出泊

外出外泊が各自自由にまた責任をもつてなされているかについての検討

外出外泊のとりきめについて

規則違反の場合の懲戒規定などがあればそれについて

4 交際エチケット

寄宿舎に生活しているひとひとの間で、また寄宿舎外の男・女の交際が正しく明るく行われているかについての検討をします。

(1) 時間場所等についての自治会のとりきめ等について。交際のための施設等について

(2) 寄宿舎でまわるべきエチケットについての検討

5 教養娯楽

(1) 有能な職業人となるため、あるいは立派な社会人となるため、又自己の生活をふか

くするためにどんなことをしたらよいかについての研究

(2) 生活をたのしむことについて

個人として、またグループとして、のたのしみ方。レクリエーションの研究

(3) 労働者としての婦人のむづべき教養について

(1) 労働法の知識

(2) 会議における発言や討論のすゝめかた

(4) 教養・娯楽のために、図書室等の施設や自治会等のサークル活動の活用について。

6 保健、衛生、整容

六

(1) 寄宿舎での生活において、保健衛生 についての冬人の心かけがいかに重要であるかに
ついて、

(2) 室内、洗面所、廊下、食事、浴室、便所等のそれぞれの場所で保健衛生についてまもら
るべき具体的事項についての検討

(3) 幾かたちのとのへかた、その必要性について、

7 協同活動

寄宿舎の行事、自治会、組合、その他のクラブ活動などへの参加について、

(2) 私生活の確立についての自覚の徹底

日常の生活のしかたの具体的な検討にもとづいて、寄宿舎での各人の私生活が本当に自由に、しか
も責任をもつてなされているかについて検討をすゝめます

生活の自由とは、何かということについて研究します

そして、眞の自由とは、生活をするゝめるについて、自分の考えにもとづいてすること、自己の責任
において行動することであるということについて具体的な検討をすゝめます

(3) 自治組織の強化

自治会があつても何を自治としてよいかわからないところや、また自治が社会に生活の中に浸透してい
ない点も少なくありません

そこで自治が寄宿舎に生活する他人の生活の自由の確立、寄宿舎生活の秩序、生活の向上にいか
に必要であるかまた、そのためにどう自治していつたらよいかについてを、生活の実際に即して研究
することゝめます

(1) きもちよい生活の秩序をたもつために自治組織はどう活動しているかについての研究

(2) 寄宿舎でのさまざまな生活の問題はどのように自治組織によつてとりあけられ、また解決されているかについての研究

地方販賣室を行うこと、

(1) 自治代表者研究会議と使用者研究会議

1. この二つの会議は職員室が主催します。また必ず別々に開催します。

2. 研究題目

(1) 寄宿舎生活の生活内容の検討

① 生活時間 ② 経費 ③ 外出・外泊 ④ 交際 エイ・ケット ⑤ 娯楽・教養 ⑥ 保健 衛生

整容 ⑦ 協同活動 (一) 運動の内容の二、三、四

(2) 明るい寄宿舎生活はどうしたら実現するか。

○ 二つの会議とも この題目について行います。

○ 議長はそれぞれ出席者から選びます。

○ 研究項目ごとに出席者が経験を発表し、問題を話し合うようにします。

(2) 事業場 その懇談会、座談会、開催の奨励と協力

一般の寄宿生活者また入寮してまもないひとびと、比較的軍令の若い人々の集りなもたれるように特にすゝめます。そして(1)生活内容の検討 (2)私生活の自由と責任 (3)私生活の確立のために自治組織をどういうふうにしたらよいかについての検討をすゝめます。集る人の如何によつて以上三つのいづれかに重きを置いても結構です。これらの集りのためには、特にパンフレット「明るく楽しい寄宿舎生活のために。」リーフレット「労働基準法中寄宿舎に關する規定」自治を正しく育てましよう」などの資料が有効でしょう。

自治役員等指導者層の会合では寄宿舎生活に自治をいかに浸透させたらよいか、自治組織強化の

ためにはどうしたらよいか、などの検討をす、めます。これらの集りのためには、リーフレットで自治をたたく育ませう。幻燈で明るく楽しい寄宿舎生活のために」などが有効でしょう。

(3) 自治代表者の寄宿舎生活視察の輪流と懇談会の開催

寄宿舎生活の改善や向上に役立つよう自治代表者に他の事業場の寄宿舎生活の視察ができるようあつせんします。たとえば紡績自治代表者に他の紡績の寄宿舎というように同じ産業に属する他の寄宿舎をあつせんすることもできます。また産業にこだわらず自治についてその組織や運営のしかたが非常にちがうところをそれぞれの代表者に交換視察をす、めることもできます。視察のあとで、懇談会をもつことができればもつとお互に知りあうことができませう。

一 資料のつかいかた

(1) この運動のために作成された資料のつかいかた

1. ボスター 自治による明るい寄宿舎生活を、

明るい婦人の顔の上に自治による明るい寄宿舎生活を、

のストーリーカンだけをかけたこのボスターに、この運動のこと期間のことなどいわれてないのは、

このボスターが運動の期間にか、はらず各寄宿舎の掲示板とかその他適当な場所に相当期間はられて寄宿舎に生活するものとひとに長く親しんでいただきたい願いとすいているのです。けれども勿論この運動のための諸会議の際の会場にも使用していただきたいものです。

2. 幻燈明るくたのしい寄宿舎生活のために

二四枚へ表紙とも 彩色描絵

この幻燈は、いま、どちがつて物語ではなく、寄宿舎生活の自由、秩序、向上のために自治組織がどのように貢献しているかを絵と文で説明したものです。ですから会議などのあとのレクリエーション用としてひとたり実演しておるよりも、むしろ卒業場での懇談会、座談会などで、先ずこ

れをやつてから、このテーマにもとづいて、適当に問題を設定してデイスカッションを行うことがより有効だと思ひますこの運動のゆきかたとしては、寄宿舎における生活の問題の前面におしだし、自治の問題はこの奥につゝんていいますが、この初燈では自治組織の問題を比較的前面におしだしています。ですからこの初燈によつてデイスカッションをする場合には、自治組織の必要性、自治がいかに生活の秩序と向上に役立つか、自治会はいかに運営すべきか等の問題を自治組織を中心として論議、研究することができましよう。日本の各こまの始めにある願、たとえば(2)どう思つていますか。(3)もし自治会がなかつたら、は実衷の際はよみ上げる必要はないので、これはデイスカッションのためのポイントとしてあげてあるのです。

3 パンフレット「明るくたのしい寄宿舎生活のために」寄宿舎にすむ婦人たら、ことに入舎後まもないようなひとびと手に入ることをねがつています。このパンフレットは、寄宿舎にすむ婦人たちのひとりひとりが、寄宿舎での自分の生活の検討を行うことをすゝめたものです。

このパンフレットは、また懇談会、座談会などのデイスカッションのために用いることができます。このパンフレットの構成としては

(1) 寄宿舎生活の特徴

(2) 生活のしかたの検討のための分科会

1. 生活時間 2. 経済 3. 外出、外泊

4. 交際、エナケツト

5. 教養、娯楽

6. 保健、衛生

整姿 久協同活動

(3) 寄宿舎生活向上のための生活のしかたへ生活時間——久協同活動——までの各々についての若

手の考へかたのサジエスキヨ

(4) 実際の生活上の問題の検討

(5) それらの問題の処理の方法

(6) 自治で解決すべき問題は、どん／＼自治会に提出すべきこと。

(7) 自治組織の意義、役割、機能

(8) 寄宿舍生活の向上のために自治組織をいかすべきこと。

になりますこのパンフレットによるデイスカツミヨンは、以上の諸点がテーマとしてあげられますが特に重要な点は、

(1) それぞれの寄宿舍生活について、その生活内容実情の具体的な検討のすすめ

(2) 生活問題を自治によって解決することへの誘導の二点です

4. 寄宿舍に関する統計及び諸資料

① これは販賣室用の部内資料です

② これまでの寄宿舍に関するさまざまな資料

事業附属寄宿舍数、寄宿舍労働者数、労働基準法中寄宿舍に関する解釈例規、製糸、紡績、病院の女子寄宿舍の日常生活の調査、寄宿舍規則、自治会規約の例など、この運動をするために予め知っておきたいと思われるであろう各種の資料を収録してあります。

③ 統計は、全国的数字に関しては、昭和五年のもの、最新のものであります。もつと新らしいものを必要とするために、製糸、紡績の民間での調査を参考のためにあつめました。

(2) その他の資料

1. 昭和25年度の寄宿舍に関する運動のための諸資料は、この運動にも有効に用いることができます。特にリーフレット「労働基準法中寄宿舍に関する規定」、リーフレット「自治会をたたく骨をまぜう」は、色をかえて増刷しました。パンフレット「明るくたのしい寄宿舍生活のために」とあわせて、座談会、研究会等に御使用ください。

この前の調査資料においてなされている自治会についての基本方針はこの運動にも役立ちます。

新しい統計資料の数字など、比較して御研究ください。

2 運動を始める前に貴管下のそれぞれの草葉場の寄宿舎規則、自治会規約、新規入寮者のための寮生活の手引、寮内、使用者の寄宿舎管理についての方針といったものを入手されて、運動の準備をされればより一層効果をおげることができよう。

